

八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町会・自治会・管理組合（以下、「町会等」という。）が実施する加入促進活動及びデジタル化に資する事業に必要な経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下、「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 町会等が行う加入促進活動及び町会活動効率化のためのデジタル化に係る取組を推進し、地域住民のコミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

- （1）未加入者の加入促進を目的として、町会等が実施する取組または催事
（以下、「加入促進事業」という。）
- （2）町会活動のデジタル化推進を目的とした事業
（以下、「デジタル化推進事業」という。）

（補助対象経費）

第4条 この要綱による補助の対象となる経費は以下に掲げる経費とし、「八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付基準」（以下、「交付基準」という。）で別途定める。

- （1）加入促進事業 別表 1
- （2）デジタル化推進事業 別表 2

（交付条件）

第5条 この要綱による交付条件は、交付基準で別途定める。

（補助金額）

第6条 補助金額は、第4条の規定に掲げる全ての事業経費の10分の9に相当する額とする。（千円未満切り捨て。）ただし、補助金額は5万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）を当該年度終了日の3か月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請書を確認し、正当であると認めたときは、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（内容変更等）

第9条 交付決定を受けた者は、市規則第10条による補助対象事業の内容の変更等が生じた場合は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業変更・中止・廃止等申請書（第3号様式）により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。

2 前項による承認通知書は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業変更等承認通知書（第4号様式）とする。

（実績報告書等の提出）

第10条 補助金の交付決定を受けた町会等は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金実績報告書兼支払金口座振替依頼書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1か月以内かつ当該年度終了日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

（1）事業の支出を証明する書類（領収証等）

（2）事業実施内容の詳細資料

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の実績報告書等による補助対象事業の完了確認の後に交付する。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等を審査し補助金の額を決定し、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金確定通知書（第6号様式）により町会等に通知する。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金制度の見直し）

第14条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(別表1) 加入促進事業 補助対象経費

対象経費費目	対象経費内容
加入促進用物品経費	未加入者の加入促進を目的として実施する取組経費のうち、物品購入費・印刷経費・委託料・使用料
未加入者の加入促進取組を含むイベント経費	

(別表2) デジタル化推進事業 補助対象経費

対象経費費目	対象経費内容
ホームページ作成経費	ホームページ新規作成委託料
集会所無線LAN設置経費	・集会所のインターネット通信回線開設経費(開設工事経費) ・無線LAN設備を新規導入するためのルーター等通信機器の購入経費 ・その他インターネット環境整備の新規導入経費
電子回覧ツール導入経費	・回覧または掲示の電子化を目的としたソーシャルネットワーキングサービスや、アプリケーション等ツールの新規導入経費

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。